

7. マナーについて（相模原キャンパス）

○自家用車による通学の禁止

本学では、特別に許可された学生を除き、学生生活通則の規定により構内への車両の乗入れ（自家用車による通学）は禁止しています。ところが、一部の不心得な学生が自家用車で通学し、公道、近隣施設の駐車場に違法に駐車するケースがあり、近隣の住民から本学に対して苦情や対策強化の申入れが寄せられています。駐車違反している車両については、所轄警察署の協力を得ながら、その軽減を図っていますが、学生のみなさんの意識・マナー向上、そして規則遵守の協力をお願いします。

○バイク通学の自粛について

自動二輪・原動機付自転車などのバイクによる交通事故は、大きな事故となり、死亡事故にも繋がる可能性が高いことから、バイク通学は自粛を求めています。やむを得ずバイク通学を希望する場合は、安全性の高いヘルメット（PSC規格、SG規格、JIS規格、SNELL規格のいずれかを取得したもの）、グローブ、プロテクターを着用し、常に万が一の事故に備えた対応をお願いします。都道府県警察主催の二輪車安全講習を受講することも、安全運転に有効です。

なお、キャンパス内指定駐輪場（大学東門横駐輪場及び西門横駐輪場）への入構は、申請手続きが必要となります。関係書類を提出の上、本学指定のステッカーの交付を受け、入構が許可されますが、指定駐輪場以外の場所（構内）への乗入れは認めていませんので注意してください。

また、未申請バイクの駐輪やステッカー未貼付のバイクは係留し、今後のバイク通学は一切認めない他、未申請のバイクで通学中に事故に遭った場合等、学生教育研究災害傷害保険が適用されませんので、ご留意ください。

入構手続の案内は、5月頃学内掲示にてお知らせします。

○バス通学について

【スクールバス】スクールバスは近隣住民のご協力のもと運行しています。

スクールバス（無料）は小田急線相模大野駅～相模原キャンパス間を運行していますので、学生証を提示してご利用ください。なお、本学専用バス15台で運行していますが、バス乗務員不足等の理由により運行便数に限りがあることや、乗車人数が定員を満了した時は予定時刻よりも前倒しで発車する等、状況によっては乗車できない場合があります。予め了承いただくとともに、乗車に際し不便等を感じる場合は路線バスをご利用ください。

また、相模大野駅東口からスクールバス乗場までの公道は右側を通行し、道路の真ん中や横に広がって歩くことのないよう周りに配慮した行動を心掛けるとともに、乗車の際は1人でも多く乗れるようリュック等の手荷物は前に抱えてください。

※遅延証明書の発行

7:45～8:15のバスに乗車し、1時限目の開始時刻（9:00）までにL1号館に到着しなかった場合は遅延証明書を交付しますので、降車後、速やかにL1号館1階の教学センター事務室学生課にて交付を受けてください。※到着時以外、及び9時台以降のバスに関しては遅延証明書を交付しません。

【路線バス】

路線バスには、大学病院を利用する患者さんやそのご家族の方など様々な方が乗合せており、利用する一部の学生のマナー違反に対する苦情が寄せられています。車内では周囲に気を配り、大きな声での会話や患者さんの個人情報等に関わる話をしないことや、具合が悪そうなお方、ご高齢の方をはじめ、配慮を必要とされる方には、優先席に限らず積極的に席を譲ることを心掛けましょう。

○自転車通学について

自転車は気軽に乗れる便利で環境にも優しい乗り物です。しかし、その手軽さゆえに、ほんの一瞬の不注意から命に関わる事故を招き、その交通事故は依然として多発しています。特に4~5月にかけては相模原市の地理に不慣れな新生者が関係する事故が頻発しています。大学周辺は通学時間帯となると多くの自転車が通行し、少しのルール違反でもあなたの身体だけでなく、近隣の方々にとっても大変危険です。交通事故を防ぐため、一人一人が交通ルールやマナーを守り、優しさと思いやりの心を持って運転することが大切です。

■自転車通学をするにあたって

- ・2023年4月1日より、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自身の安全と家族の安心のためにヘルメットを着用しましょう。
- ・自転車通学をする場合は、自転車マナー講習会の受講及び申請手続きが必要です。関係書類を提出の上、本学指定の入講許可ステッカーの交付を受け、見やすい場所に貼ってください。
- ・未申請の自転車で通学中に事故に遭った場合は、学生教育研究災害傷害保険が適用されません。
- ・自転車は学生専用駐輪場に駐輪してください。違反駐輪やステッカー未貼付の場合は係留します。
- ・構内は事故防止のため、通行可能経路以外の自転車走行は禁止です（大学Webサイト参照）。
- ・構内での自転車盗難が増えていきますので、防犯のため二重ロックをお勧めします。

・危険だけでなく法令により罰せられます！

①自転車損害賠償保険

相模原市では、条例により自転車損害賠償保険への加入が義務化されています。未加入の場合、ステッカーの交付はできません。

②ながらスマホ禁止（2024年11月1日道路交通法改正）

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話や画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。※6月以下の懲役または10万円以下の罰金等

③飲酒運転禁止（2024年11月1日道路交通法改正）

自転車の飲酒運転は酒気帯び運転も含めて犯罪です。飲酒運転をさせた人も罪に問われます。※3年以下の懲役または50万円以下の罰金等

④歩行者への妨害・危険行為禁止

自転車の通行帯に注意。歩道は歩行者が優先です。歩行者が危険を感じれば、それはもう危険運転です。スピードを抑え、歩行者に配慮した運転を徹底しましょう。

⑤信号無視、一時停止無視禁止

信号や一時停止の標識を無視した運転は、交通事故のリスクがとて高く、事故の際には大きな過失があるといわれてしまうことがあるため、絶対にやめましょう。

⑥二人乗り禁止

ブレーキやハンドル操作が利かず大変危険です。

⑦併走禁止

危険なうえ、歩行者や自転車、自動車に対してとても迷惑な行為です。

⑧夜間のライト無灯火禁止

ライトを点灯することで、自分の存在を他に知らせて事故防止に繋がります。

⑨イヤホン、ヘッドホン禁止

聴覚からの情報が遮断され、安全運転義務違反に該当するととても危険な運転です。本学では片耳だけの装着も禁止しています。

⑩傘さし運転禁止

視界が妨げられるとともに、不安定な状態のため大変危険です。止むを得ず雨天時に自転車に乗るときは、カッパなどの雨具を着用しましょう。

⑪保安部品のない自転車での公道走行禁止

公道を走る自転車には、前後ブレーキ、ライト、ベル、後部反射材を備え付けていなく

ればなりません。

万が一交通事故にあったら…

◎被害者になったら…

- ①すぐに警察に届ける。
- ②軽いケガと思っても必ず医師の診断を受ける。
- ③相手の住所、氏名、電話番号、車の持ち主の住所、氏名、電話番号、車のナンバー、保険の加入年月日、保険会社名を確認する。

◎加害者になったら…

- ①応急手当をし、救急車を呼ぶ。
- ②警察に知らせる。

※ 救急隊員に申し出ても、必ずしも「北里大学病院」へ搬送してもらえとは限りません。緊急を要する時は、まず北里大学病院救命救急センター（☎ 042-778-8128・9065）に連絡してください。

○携帯電話・スマートフォン等

授業や実習あるいは試験の際は当然ですが、図書館内や通学の際の電車やバスの車内におけるスマートフォン等の使用については、マナーモードに切替える・電源を切るなど状況に応じた良識のある行動をとってください。

特に、「ながらスマホ」などの行為は、周囲に迷惑となるほか、思わぬ事故に遭うこともありますので、絶対にしないこと。

○構内全面禁煙

本学では、「健康増進法」に基づき、生命科学の総合大学にふさわしいキャンパスの創出を目的として構内及びその周辺は全面禁煙としています。

構外（キャンパス周辺）での喫煙、そして吸い殻のポイ捨ては、近隣住民の多大な迷惑となりますので、マナーを守り北里大学生として自覚ある行動をしてください。

○ごみの後始末

ペットボトルや空き缶、菓子等の包装紙は自分でごみ箱に捨てましょう。

また、ジュースなどの飲み残しやカップ麺の容器などはそのままにせず、各自が水気を切ってから捨ててください。一人一人の行動と意識でキャンパス内はきれいになります。構内美化に努めてください。

※特にカップ麺のスープの残りなどは指定の捨て場に流すようにし、手洗い場やトイレに流すことのないように協力ください。

○ネットのマナー ※「上手につかおうソーシャル・ネットワーキング・サービス」も参照

X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook 等の SNS を利用している人も多いことでしょう。ネットや SNS は便利で情報収集やコミュニケーションに役立ちますが、正しく使わないとトラブルに発展し、罪に問われることや損害賠償を受けることがあります。公共の場であることを理解し、発信内容は常に誰かに見られているものと認識して、相手の気持ちを考えた思いやりのあるコミュニケーションを心掛けましょう。

【トラブルに発展しないためのポイント】

- ・誹謗中傷や差別的な発言は絶対にしない。
- ・他人の著作物を無断で使用しない。
- ・有名人の画像やイラストを無断で掲載しない。
- ・他人のプライバシーを暴露しない。

- ・デマや誤情報を拡散しない。
- ・過激な迷惑行為などの写真や動画を掲載しない。
- ・違法行為の秘密告白をしない。